令和６年度【４月１日入室用】

放課後児童クラブ入室案内

本書をよくお読みいただき、入室申込みに必要な書類を全て揃えてからお申し込みください。

桶川市HPをご確認ください
様式のダウンロードもできます

施設一覧（令和５年１０月現在）

※ 兄弟姉妹で申込みをした場合にクラスが分かれることがあります。

例年、初日と土日は窓口が大変混み合います！時間に余裕をもってご来庁ください。

窓口受付期間	令和５年１１月２２日（水） ～令和５年１１月３０日（木） ※土曜、日曜も受け付けます。※祝日を除く
窓口受付時間	平日：午前８時３０分～午後７時００分 土日：午前８時３０分～正午
窓口受付場所	桶川市役所　保育課（２階）

桶川西放課後児童クラブ

下日出谷836-7
桶川西小学校敷地内
定員：98人
048-786-2407（第１）
048-786-3810（第２）

加納放課後児童クラブ

坂田883-35
加納小学校敷地内
定員：66人
048-728-4181

桶川東放課後児童クラブ

坂田西1-7-23
桶川東小学校敷地内
定員：110人
048-728-4543（A組・C組）
048-728-5567（B組）

川田谷放課後児童クラブ

川田谷4214-4
川田谷小学校敷地内
定員：32人
048-786-5181

桶川放課後児童クラブ

西1-4-8
桶川小学校敷地内
定員：120人
048-773-5693（本室）
048-773-1894（分室）

日出谷放課後児童クラブ

上日出谷885-5
日出谷小学校敷地内
定員：70人
048-786-3753

朝日放課後児童クラブ

朝日2-18-26
朝日小学校敷地内
定員：120人
048-774-2523

放課後児童クラブ開室時間

①平日（月曜日 ～ 金曜日）
　下校 ～ 午後7時まで
②学校休業日（土曜日・夏休み等）
　午前7時30分 ～ 午後7時まで
※下校時以外は保護者による児童の送迎が必要です。

放課後児童クラブ休室日

①日曜日、国民の祝日・振替休日
②年末年始（１２月２９日から１月３日）
③市長が特に認めたとき
※災害や台風の接近・大雪等により開室が難しい場合、すべての児童が帰宅した場合など

利用要件および入室承諾期間

桶川市立の小学校に就学している児童であって、児童の保護者及び同居する65歳未満の親族等のいずれもが、就労等により昼間家庭にいないことが常態であり、下記の保育の必要な事由に該当すること。（高校生以下除く）

※常態の目安：月15日以上、かつ終了時間が15時以降（目安未満の場合、利用の優先度が低くなります）

項　目	保育の必要な事由	入室承諾期間
就　労	**月６４時間以上**就労していること。 ※育児休業中の場合、令和６年４月３０日までに育児休業が終了する方が対象となります。	**令和６年４月１日～令和７年３月３１日** **又は** **就労・就学している期間、介護・疾病等に要する期間**
就　学	学校教育法に規定する学校、専修学校等または職業訓練校に通学しており、かつ**月６４時間以上**であること。	
介護等	**月６４時間以上**、同居の親族等を介護・看護していること。	
疾病等	疾病・負傷のため入院、または居宅内での療養が必要であるか、身体または精神に障害を有し、身体障害者手帳等を所持していること。	
災　害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること。	
その他	市長が、児童健全育成上、必要と認めたとき。	
出　産	妊娠中か出産後間がないこと。	出産月の前後**各２ヵ月** （最長5ヵ月）
求職中	会社訪問や面接など、居宅外で求職活動をしていること。 ※クラブの受入れ状況によっては、受付を保留する場合があります。	入室後**２ヵ月**

負担金（料金）

（１）　算定方法

負担金は、下記の放課後児童クラブ負担金月額表に基づき算定します。

※月額表の金額のほか、おやつ代2,000円がかかります。

（生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)に属する児童については免除）

※原則として、利用日数に関わらず負担金及びおやつ代は月額分かかります。

放課後児童クラブ負担金月額表

区　分				金額(円)
1	生活保護法による被保護世帯（単給世帯を含む。）に属する児童に係る負担金			0
児童の保護者である世帯員の現年度分（4月から8月までの間は、前年度分）の市町村民税の所得割課税額の合計が、右の区分に該当する場合の児童に係る負担金	2	非課税の世帯		0
	3	課税世帯	1円以上　24,000円未満の世帯	2,500
	4		24,000円以上　68,400円未満の世帯	3,400
	5		68,400円以上 112,800円未満の世帯	4,400
	6		112,800円以上 184,500円未満の世帯	5,700
	7		184,500円以上 251,300円未満の世帯	8,100
	8		251,300円以上の世帯	10,900

① 世帯とは、住民基本台帳法に規定する世帯のほか、他の世帯で放課後児童クラブに入室する児童と生計を一にする者がいる場合は、この者を含めたものをいう。

②この表における市町村民税の所得割課税額を計算する場合には、次のア～オの規定は適用しない。

ア　寄付金税額控除　地方税法第314条の7　　イ　外国税額控除　地方税法第314条の8

ウ　配当割・株式譲渡割　地方税法第314条の9　　エ　配当控除　地方税法附則第5条第3項

オ　住宅借入金等特別税額控除　地方税法附則第5条の4第6項、同条の4の2第6項

（注）上記の控除前の金額で算定されます。

③同一世帯から２人以上の児童が入室している場合においては、当該入室している児童のうち最年少の児童１人を除いたものに係る負担金の額は、半額とする。

④月の中途に児童が入室又は退室した場合においては、その月の負担金の額は、日割り計算により算定し、その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。（転出・長期休暇入室等）

（２）　納付方法

口座振替（初めてご利用いただく方は、入室が決まった際に口座登録に必要な書類をお送りいたします。）

※口座振替日（毎月月末…月末日が土日・祝日にあたる場合は翌営業日になります。）

※小学校の給食費口座とは異なります。別途「放課後児童クラブ負担金」の口座登録が必要です。

受付から手続きまでの流れ

例年、**初日と土日は窓口が大変混み合います！時間に余裕をもってご来庁ください。**

①受付

＜窓口受付＞

受付期間：令和５年１１月２２日（水）
～１１月３０日（木）
※土曜、日曜も受け付けます　※祝日除く
受付時間：平日　午前８時３０分～午後７時
土日　午前８時３０分～正午
受付場所：保育課（桶川市役所２階）

【注意点】
- 申込みの内容に変更が生じた場合は、必ず保育課へ追加書類を提出してください。
- 受付期間後の変更については、１次選考には反映させることはできません。
- 令和６年５月１日以降の入室申込受付期間については、後日市HP等でご案内します。
- 入室決定は先着順ではありません。

＜郵送受付＞　４月入室のみ実施

受付期間：令和５年１１月１３日（月）
～１１月１７日（金）必着
※【郵送の注意点】を必ずお読みください。

【郵送の注意点】
- 郵送の場合、上記の受付期間に桶川市役所に必着が条件となります。余裕をもって発送してください。
- 書類に不備がある場合は、受付しません。
窓口受付期間に書類一式を再提出してください。
- 受領証の発行が必要な場合、切手貼付済のはがきを同封してください。
- 配達が確認できる簡易書留等の利用を推奨します。

【民営放課後児童クラブと併願する場合】

通学予定の小学校に所在する公営放課後児童クラブのほか、6ページ記載の民営放課後児童クラブも申込みできます。**民営放課後児童クラブと併願する場合は、公営放課後児童クラブと同時に申込みください。**なお、併願する場合の受付期間・受付場所は、民営放課後児童クラブが定める受付期間・受付場所とは異なり、上記のとおり保育課（桶川市役所2階）での受付となりますので、ご注意ください。申込みにあたっては、**別紙「放課後児童クラブ申込状況確認表」の注意事項及び裏面の内容を必ずご確認ください。**

②審査・選考

保育の必要な事由について書類審査を行い、選考を行います。
※定員を超える申込みがあった際は、保育の必要性が高い児童を優先します。
※事業主や勤務先へ就労の実態などを確認する場合があります。
※書類の記載内容に虚偽があったときは申込みを無効とします。
※お子さんの発育状況や生活習慣の様子等をより理解するために、面接等をさせていただく場合がありますのでご了承ください。

③結果通知（2月上旬）

入室承諾通知書、入室待機通知書、入室不承諾通知書のいずれかを送付します。
※入室承諾後に申込みの内容に変更が生じた場合は、入室承諾を取り消す場合があります。

【承諾の方】

書類提出（口座振替依頼書）

負担金のお支払いをいただく口座の登録に必要な書類です。兄姉の入室などで、過去に放課後児童クラブの振替口座を登録したことがある方は手続き不要です。

入室説明会(３月中旬～下旬予定)

新１年生と初めて入室される児童（2年生～6年生）の保護者を対象に、持ち物やクラブの生活について説明会を行います。
場所：入室が決定した放課後児童クラブ
※説明会当日に提出いただく書類および利用案内は、入室承諾通知書と一緒に郵送いたします。

負担金決定（４月中旬）

負担金決定通知書を送付します。
口座振替の場合　４月分　⇒　４月末日
※毎月、月末に引き落としいたします。

【待機の方】

入室基準を満たしておりますが、希望者が定員を超えているため、令和６年４月当初からは、御利用いただくことができません。
入室審査は毎月行い、入室が可能になり次第、御連絡させていただきます。
（選考結果通知は初回のみとなります。入室が可能となった場合に通知いたします。）
※継続審査が不要になった際は、保育課に「申込取下願」を御提出ください。

この入室申込書は、**令和７年3月31日まで**有効です。

※次の場合は、入室選考に関わりますので、必ず保育課へ御連絡ください。
① 世帯員に変更があったとき
② 就労状況が変わったとき
③ 申込みを取り下げたいとき

必要書類

◆①～⑥までの書類をすべて**児童１人につき１枚ずつ**提出した時点で正式な申込みとなります。（④は必要な方のみ）
◆下記①②③⑤⑥の書類は桶川市ホームページからもダウンロードできます。
※民営クラブ併願の場合は、提出された申込書類の写しを市から民営クラブに提供します。

① 放課後児童クラブ入室申込書

② 児童家庭調書　※必ず日中に連絡可能な連絡先を記入してください。

③ 保育を必要とすることの証明書　（兄弟姉妹で同時申込の場合、１部原本、他コピー可）※下表参照

保護者および**同居する６５歳未満の親族等全員分**（祖父母等の同居・別居について、住民票上は世帯分離していても同一住所にお住まいの場合、同居の扱いになります。ただし、同一住所でも別棟にお住まいの場合は別居扱いになります。また、高校生以下は不要です。）

就労証明書 （令和５年１０月１日以降に証明されたもの）	**就労の場合**(月64時間以上) ・就労が内定している場合も同様の証明書で提出してください。 ・必ず事業主が記入してください。本人が記入したものは無効です。 ・自営業の場合「該当者のみ提出が必要な書類」も提出してください。
保育を必要とする状況申告書 (右記の書類を併せて提出)	**就学**(月64時間以上)、**出産、障害、疾病、災害、その他の場合** 【就学】在学証明書及び授業の時間が分かるカリキュラムの写し 【出産】母子手帳の妊娠中の経過のページ及び出産予定日記載のページの写し 【障害】手帳等の写し 【疾病】診断書※ の写し
介護・看護状況申告書 (右記の書類を併せて提出)	**介護・看護の場合**(月64時間以上・同居の親族に限る) 介護・看護を受ける人の診断書※ 又は手帳等の写し
求職中の状況申告書	**求職中の場合**

＜注意点＞
※診断書（証明日が令和５年１０月１日以降のもの）には、「患者氏名・診断名・症状経過等・治療期間と通院回数・看（介）護や自宅安静の必要性又は家庭生活への影響」の記入が必要です。

④ 添付書類　※該当者のみ提出

状況	必要な書類
自営業の方 （Ⅰ・Ⅱを提出）	**Ⅰ.就労証明書** **Ⅱ.客観的に事業を行っていることが分かる書類の写し** 【例】個人事業の開業届、確定申告書の控え、源泉徴収票 上記がない場合、仕入伝票、報酬記録等（申込み日前月分）
ひとり親の方	**児童扶養手当証書の写し又はひとり親家庭等医療費受給資格証の写し**（対象外世帯の場合は戸籍謄本等） ※児童家庭調書の 「家庭状況」の欄に記入してください。 ※上記書類が間に合わない場合、離婚届受理証明書でも構いません。上記書類が整い次第、早急に提出してください。
離婚調停(裁判)中で、ひとり親の扱いを希望する場合	**離婚調停（裁判）を証明する書類** ※公的な証明書等がない場合、両親の保育を必要とする証明書類の提出が必要です。
生活保護法第6条第1項に規定する被保護者の方	**生活保護受給証明書**
令和5年1月1日時点で桶川市内に住民票がなかった方	**令和５年度 課税非課税証明書等　課税状況が分かる書類** ※P5申込時の注意事項（4）をご確認ください。

⑤ 健康調査票

⑥ 放課後児童クラブ申込状況確認表

申込み時の注意事項

（1）育休明け・産休明けでの申込み

令和６年４月３０日までに育児休業が終了し、復職する人が対象となり、令和６年５月１日までに復職することが条件となります。復職後、**復職したことを証明する書類（就労証明書）を令和６年５月１５日（水）まで**に提出してください。

※復職とは、「育児休業・産後休業を取得している勤務先に復帰すること」です。申込み時とは別の勤務先に転職しても復職したことにはなりません。

（申込み時の勤務条件を基に選考していますので、復職後の勤務条件はこれと同等以上であることが必要です。復職前後で部署の異動、派遣先の変更があった場合も同様です。）

※入室月の翌月１日までに復職しない場合の育児休業中の申込みはできません。

（2）妊娠・出産での申込み

出産を理由に入室された場合、出産予定日の翌々月末で退室となります。引き続き入室を希望する場合は、退室予定月の１５日までに利用要件を満たす必要書類を提出してください。

（3）求職活動での申込み

求職活動を理由に入室された場合、令和６年５月１５日（水）までに就労証明書を提出してください。求職活動での申込みは原則、年度に1回限り可能です。

（4）令和５年１月１日時点で桶川市内に住所がなかった方

放課後児童クラブ負担金の算定において、令和５年１月１日時点で桶川市内に住所がなかった方は、**入室決定後に下記の書類いずれかの提出が必要となります。**申込み時または３月上旬までに提出してください。提出がない場合、最高額の負担金額で決定させていただく場合があります。

〇令和５年度 課税非課税証明書（所得証明書）　〇令和５年度 市民税・県民税納税通知書

〇令和５年度 給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書

（5）就労証明書等の押印

保育を必要とすることの証明書の押印がない場合についても、申込みが可能です。（**診断書は押印が必要**）。ただし、無断作成又は改変を行った場合は、入室承諾を取り消します。

（6）申込み後に家庭状況〔就労状況、世帯の状況等〕に変更があった場合

選考指数が変わる可能性がありますので、速やかに保育課へご連絡ください。
※申込内容に事実との相違や虚偽があった場合、入室承諾を取り消しすることがあります。

（7）関係機関との情報共有について

より良い保育を提供するため、必要に応じて、関係機関（在籍した幼稚園・保育所等及び所属小学校等）等と児童についての情報を共有することがあります。

（8）その他

〇保育料または放課後児童クラブ負担金等の滞納がある場合、選考で不利となる場合があります。
〇年度途中（５月以降）の入室は、前月10日頃が申込締切となります。４月に待機となった方は当初申込書類をもとに毎月審査を行いますので、世帯状況変更等がなければ改めて申込みをする必要はありません。

≪途中入室 申込スケジュール予定 ※一部抜粋≫

入室希望日	申込締切日
令和6年5月1日	令和6年4月10日（水）
令和6年6月1日	令和6年5月10日（金）
令和6年7月1日	令和6年6月10日（月）
夏休み期間（終業式翌日～始業式前日）	
令和6年8月1日	令和6年7月10日（水）

夏休みだけ利用したい方も、6月10日までにお申込みください♪

☘ その他放課後の過ごし方について（参考）☘

桶川市には、公営放課後児童クラブ以外にも、小学生が放課後を過ごすための様々な施設・サービスがあります。お子さまに適した過ごし方について、ご家庭で相談していただきますようお願いします。

（１）民営放課後児童クラブ（桶川市民営放課後児童クラブ保護者助成金対象）

桶川市内には、公営放課後児童クラブ（公営クラブ）のほかに民間事業者が運営する民営放課後児童クラブ（民営クラブ）があり、各施設において、特色ある運営を行っています。詳細については、各民営クラブのホームページ等をご確認ください。

桶川市ホームページ　検索

ホーム ⇒ 子ども・教育・青少年 ⇒ 放課後児童クラブ・放課後子供教室 ⇒ 民営放課後児童クラブについて

※桶川市民営放課後児童クラブ保護者助成金とは・・・原則、公営クラブを第１希望として申込みを行い、入室が待機（不承諾）となった児童の保護者に対し、その児童が、市内の民営クラブを利用する場合において、公営クラブとの月額利用料の差額の一部を助成する制度です。詳しくは保育課放課後児童クラブ係（788-4948）へお問い合わせください。

申込方法

①公営クラブと併願する場合・・・公営クラブと同時に申込みください。

申込みにあたっては、別紙「放課後児童クラブ申込状況確認表」の注意事項を必ずご確認ください。

受付方法：入室案内P3「受付から手続きまでの流れ」のとおりとなります。

提出書類：不要　※提出された申込書類の写しを市から民営クラブに提供します。

②民営クラブのみ申込みする場合・・・各施設へ直接申込みとなります。

詳細につきましては、事業者へお問い合わせください。電話する際は、必ず各施設のホームページを確認のうえ、ご連絡をお願いします。

クラブ名	桶幼放課後児童クラブ	ひがし放課後児童クラブ（ひがしアフタースクール）	桶川なのはな放課後児童クラブ	プリン公園前児童クラブ
所在地	南1-2-4	南2-1-12	下日出谷東2-17-10	上日出谷1269-115
電話	729-6138	871-5186	782-7117	657-8144
受入実績 令和５年９月現在	西小・東小・桶川小・日出谷小・朝日小	西小・加納小・東小・桶川小・日出谷小・朝日小	西小	西小
各施設からの連絡事項	併願申込みをする場合は、各施設への事前電話連絡を必ずお願いします。			

※令和６年度の受入予定につきましては、直接施設へお問い合わせください。

※上記施設は、桶川市放課後児童健全育成事業費補助事業実施要綱による補助金交付を令和6年度に予定している民営クラブとなります。

（２）その他の民営放課後児童クラブ

（１）以外にも民営放課後児童クラブ（民営クラブ）があり、施設において特色ある運営を行っています。詳細につきましては、民営クラブのホームページ等をご確認ください。

クラブ名	所在地	電話
桶川アフタースクール	桶川市若宮1-6-41	787-8787

（３）放課後子供教室（あいあい広場）

すべての子どもを対象として、放課後、小学校の一部をお借りして、子どもたちの安心・安全な活動拠点（居場所）をつくることを目的とし、実施しているものです。

対　象：市内全小学校の児童

活動日：月～金（給食のある日）放課後～午後４時３５分

※実施期間、申込方法及び受付期間につきましては、令和６年４月以降に学校を通して配布するチラシをご確認ください。詳細につきましては、生涯学習・スポーツ推進課（☎788-4970 市役所４階）にお問合せください。

（４）児童館

地域における児童の健全育成を目的に、児童に健全な遊びを提供するとともに、子育て支援拠点として位置付けし、乳幼児と保護者の交流の場として活動を行っている施設です。保護者の同伴が無い場合は、学校終了後に一度帰宅してから利用してください。また、在学する小学校の指示に従って安全な時間に帰宅してください。

対　　象：１８歳までの児童（就学前児童は、保護者同伴）

開 館 日 ：月曜日～土曜日、第１・第３日曜日

開館時間：午前９時～午後５時

住　　所：末広２－８－２９　総合福祉センター2階

※詳細につきましては、児童館（☎728-7631）又は子ども未来課（☎788-4944 市役所２階）にお問合せください。

（５）図書館

市内には4箇所の図書館があります。児童向け図書、紙芝居等の活字に触れる機会として、ご活用ください。なお、保護者の同伴が無い場合は、学校終了後に一度帰宅してから来館し、安全な時間に帰宅してください。

施設名	住所	開館時間	休館日	学　習 スペース
中央図書館	若宮1-5-2 (おけがわマイン3階)	午前10時～午後９時	年末年始および 特別整理期間	有り
桶川図書館	西1-5-21	午前９時～午後5時	毎週月曜日、 年末年始および 特別整理期間	
川田谷図書館	川田谷4405-4			
坂田図書館	坂田東2-3-1 (フレスポ桶川内)		年末年始および 特別整理期間	

※詳細につきましては、図書館ホームページ　https://www.okegawa-library.jp　をご確認ください。

※川田谷図書館は令和５年１０月現在大規模改修を行っています。令和６年１月頃開館予定です。

（６）ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、地域で子育て援助活動ができるように、「子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）」と「子育ての手助けができる人（協力会員）」の橋渡しをするところです。

※詳細につきましては、子ども未来課（☎788-4944 市役所２階）にお問合せください。

参考情報

≪クラブ利用者≫

放課後児童クラブは、小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもを対象として、その放課後の時間帯において適切な遊び及び生活の場を提供し、子どもの放課後の遊び・生活を支援することを通じて、その子どもの健全育成を図ることを目的とする事業です。

右図のように全国的に利用者は低学年の児童が大半を占めており、桶川市も同様の状況です。

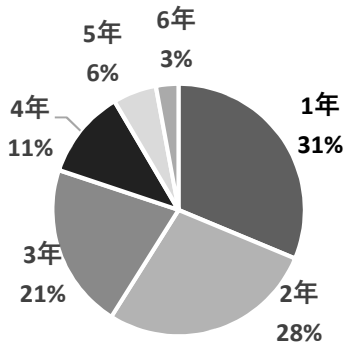

学年別登録児童数(全国)

令和4年放課後児童クラブの実施状況(厚生労働省調査)

≪クラブでの過ごし方≫

時　間	通常	一日開室
7:30	下校時間に合わせて開室	開室 ※午前９時までに登室
9:00		学習
10:00		軽いおやつ、自由遊び
12:00		昼食（弁当持参）
13:00	下校後登室	
14:00		自由遊び
15:00	夏季：宿題など　冬季：外遊び	おやつ、そうじ
16:00	おやつ、そうじ	
17:00	夏季：外遊び 冬季：宿題など	自由遊び
18:00		
19:00	閉室	閉室

≪入退室管理システム≫

桶川市放課後児童クラブでは、児童の入退室管理等に「安心でんしょばと」を導入しています。

アプリとＩＣカードを使い、クラブの利用予定を登録したり、登録児童が入退室した際の「入退室メッセージ」やクラブからのお知らせを保護者に通知したりしますので、必ずご登録をお願いします。

≪クラブで必要なもの≫

入室が決まりましたら、必要な持ち物等のリストをお送りします。参考までに下記のようなものが必要になります。

準備していただくもの		
全体用（記名不要）	新品のタオル	1枚　ふきん用
	新品のぞうきん	1枚　床・テーブル用
	ビニール袋	1袋　25㎝×30㎝で30枚入りくらいのもの
	液体薬用石鹸（泡タイプ）	1個　手洗い用
	ボックスティッシュ	1箱
個人用（必ず記名）	着替え一式（まとめて巾着袋に）	汚れた服を入れるビニール袋を3枚入れてください。下着、靴下なども忘れずに入れてください。着替えを持ち帰りましたら、必ず補充してください。
	手ふき用タオル	フックにかけるため、紐をつけてください。毎日取り替えます。
	防災頭巾（カバーなし）	学校とは別に用意をしてください。
	弁当箱、水筒	学校給食がない日はお弁当です。

≪その他≫

桶川市学童保育連合会という任意の団体（保護者が加入）がありますが、市とは別の組織で運営等には関わっていません。入会・活動等につきましては、桶川市学童保育連合会にお問い合わせください。

MEMO

令和６年度【４月１日入室】追加受付について

当初受付（令和５年１１月２２日～３０日）に申込みを
していない児童の追加受付を次のとおり行います。

追加受付期間　令和５年１２月１日（金）～令和６年２月１５日（木）
※土曜、日曜、祝日、年末年始を除く。
受付時間　午前８時３０分～午後５時１５分
受付場所　保育課（桶川市役所２階）

◆当初受付の申込者の選考後の追加受付となります。
◆受入枠に余裕がある場合のみ追加申込者の入室決定を行います。

≪問い合わせ≫
桶川市福祉部保育課
桶川市泉一丁目3番28号
048-786-3211（代表）
048-788-4948（直通）
桶川市ホームページ
www.city.okegawa.lg.jp

令和５年１０月時点